

令和元年5回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	令和元年5月27日(月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午前 9時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午前10時00分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	出
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	出		野 口 秀 明	出
8	竹 澤 國 雄	出		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	欠
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
 次 長 清水周二
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局 議長	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和元年第5回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は全員ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p>
事務局 議長	<p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和元年第5回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、申請人から取下げの願いがありましたので、今回の総会では審議いたしません。御了承をお願いいたします。</p> <p>日程第3、議案第43号から議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第48号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは新井一弘委員と小和瀬守委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第43号から議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第43号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第43号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは現在、両親の実家で、両親、妻、子どもと暮らしています。子どもの成長に伴い手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画し、両親の実家に近い場所を検討した結果、申請地を譲ってもらえることになり、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>5月24日、室岡会長並びに柴崎推進委員と3名で現地確認をさせていただきました。現況</p>

発 言 者	内 容
	<p>並びに公募上の地目も畑ということで、現在もそのような形できれいに整地がされておりました。敷地周辺は(地区名)の集落の東の端ということで、大変のんびりした昔ながらの集落の一角ということなのですが、非農家である(譲渡人)さんが相続された土地を、個人住宅の敷地ということで売買して宅地転用するという内容です。申請地につきましては、北側と西側が舗装道路に接しておりまして、幅員は蓋つきのU字構を除いても4メートルはあると現地を確認しました。この宅地化によって周辺に影響を及ぼすことも特に感じられませんので、問題はないと思われました。御審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第44号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第44号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは昭和53年に自宅を建築しましたが、子どもの成長に伴い駐車場スペースが足らなくなり、農地転用の許可はありませんが、駐車場として利用している状況です。追認の申請となります。土地所有者である兄の(譲渡人)さんが亡くなり、特定遺贈で譲り受けたいとのことです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、この申請には始末書が添付されております。 説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>議案第44号について、聞き取り調査及び現地調査の結果を御報告させていただきます。5月20日に(譲受人)のお宅にお邪魔いたしまして7時半から8時15分くらいの間いろいろな事情を聞かせていただきました。(譲受人)さんに置かれましては、〇〇地区の出身の方でございまして、ここの土地に住まれたのは昭和41年と聞いております。(譲受人)さんの新宅に出る関係で、お父様が住宅敷地として使い、家まで建てて(譲受人)さんをそこへ新宅地として出したということで、昭和41年に結婚したのと同時にその住宅に住んでおったということです。今の住宅については、案内図を見させていただきますと、筆が3つになる計算ですが、最初は〇〇―〇に住まれて、その後住宅の関係で△△―△を譲り受けて、申請地は本来農地ではありますが、住宅敷地としてお父さんからもらえるということで、知らず知らずのうちに、自分勝手に農地を駐車場として利用したり、また物置兼車庫が建っております。(譲渡人)が2月にお亡くなりになり、それ以前に既に遺言書でトラブルがないように譲るということで、</p>

発 言 者	内 容
	<p>今回いただくということになっております。正確に言えば農地法違反なのかもしれませんが、知らず知らずのうちに使っていて申し訳ないというお話がありました。ぜひ追認をいただければというお話をいただきました。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>他に御意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 44 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
	<p>次に、議案第 45 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 45 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは現在、家族 3 人でアパート暮らしをしています。子どもの成長に伴い手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画したそうです。いろいろと調査した結果、申請地を譲ってもらえることになり、今回の申請に至ったとのことです。</p>
	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
	<p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
	<p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>5 月 18 日に坂本推進委員さんと現地を見てまいりました。この土地は現在、きれいになっております。境杭もきれいにあり、分かるようになっていました。何の問題もないと思われまます。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございませんか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第 45 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 45 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
	<p>次に、議案第 46 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 46 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(土地所有者)さんは現在、病気で介護が必要な状況です。介護ができるようバリアフリーの自己用住宅への建て替えを計画しています。母屋の南側にある農地も含めて建て替えをしたいとのことからの申請となります。〇〇-〇につきましては、現況地目畑ですが、一部分</p>

発 言 者	内 容
議長 須賀推進委員	<p>は母屋への進入路となっております。また、申請地西側にある農業用倉庫は、今回の申請の許可見込みが立った段階で取り壊す予定です。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>須賀委員。</p> <p>中嶋委員、竹澤委員、私須賀とで、5月23日に本人面接及び現地確認を行いました。現地につきましては、南側が道に面しており、また、周りも非常に住宅化が進んでおりまして、古くからの家だと伺っております。面接に関しても、本人確認が出来ました。それから現地に関しても、近隣の農地への影響はないものと考えられまして、3人とも意見が、問題ないということで一致し、御報告しますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第47号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第47号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは現在、家族とアパート暮らしをしています。年齢的にも自己用住宅を建築したいとのことで、他の場所も検討した結果、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>去る25日に内田委員並びに野口委員と3人で現地を確認してまいりました。ただいま事務局から説明のとおり、この地図で行きますと、南側になりますが〇〇川とほぼ住宅密集地との間にある農地であります。現状を見てきましたら、もう既に草がいくらか生えておりますが、特に周辺の農地、農業に及ぼす影響はほとんどないという状況でございます。第2種農地ということでございますので、そのような状況でございました。よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 47 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 47 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 48 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、新井一弘委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(新井委員退席)</p>
議 長 事 務 局	<p>それでは、議案第 48 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 3 ページから 6 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 48 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 22 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 50 人です。</p> <p>合計 125 筆で、141,241 m²、そのうち、田が 54 筆で 55,951 m²、畑が 71 筆で 85,290 m²となっております。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 48 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 48 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(新井委員着席)</p>
議 長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>

発 言 者	内 容
<p>議長 事務局長</p> <p>議長 事務局長</p>	<p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から1点、御連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。6月25日火曜日の午後1時30分から促進協議会、午後2時15分から総会で、お願いをいたします。繰り返します。6月25日火曜日の午後1時30分から促進協議会、午後2時15分から総会で、お願いをいたします。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは他に無いようですので、令和元年第5回総会を閉会いたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p> <p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">新井一弘委員 小和瀬守委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和元年5月27日</p> <p style="text-align: center;"> 議 長 室 岡 重 雄 ----- 委 員 小 和 瀬 守 ----- 委 員 新 井 一 弘 ----- </p>